

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の一部改正概要

(改正 令和元年7月19日、同日施行)

	改正概要	改正内容	改正理由
1	意見書に係る手続きの規定の追加 (第4条第4項の追加)	推進会議は、意見書により聴取された意見が、その内容から見て第5条の規定による苦情の申出とすることが適当と認めるときは、当該意見を苦情の申出として取り扱うことができるとした。	意見書に記載されている内容が、苦情の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。 →意見書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。
2	苦情の申出に係る手続きの規定の追加 (第5条第2項の追加)	推進会議は、苦情の申出が、その内容から見て第4条の規定による意見とすることが適当と認めるときは、当該苦情の申出を意見として取り扱うことができるとした。	苦情の申出書に記載されている内容が、意見書の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。 →苦情の申出書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。
3	苦情調査実施通知書(実施機関等)の様式の改正 (第7条第1項の規定による第3号様式(その1)の改正)	苦情調査の実施が第6条第2項の規定によるものである旨の記載を追加した。 具体的な調査の方法・日時等について別途事務局から連絡する旨の記載を削除した。	第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第2項)を追加。 「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長名義である本件通知との整合性がとれないため。
4	苦情調査実施通知書(申出人)の様式の改正 (第7条第1項の規定による第3号様式(その2)の改正)	苦情調査の実施が第6条第3項の規定によるものである旨の記載を追加した。 具体的な調査の方法・日時等について別途事務局から連絡する旨の記載を削除した。	第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第3項)を追加。 「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長名義である本件通知との整合性がとれないため。
5	苦情処理結果通知書の様式の改正 (第9条第1項の規定による第4号様式の改正)	第4号様式の表題が「処理結果通知書」であった部分を「苦情処理結果通知書」へ改正した。	「苦情」の文言を追加

新	旧	改正理由
<p>千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領 (平成17年8月18日制定) (平成28年3月25日改正) (平成29年11月1日改正) (令和元年7月19日改正)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 議事及び運営 (調査審議の方法)</p> <p>第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成を求めることができる。</p> <p>2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。</p> <p>(1) 会議の日時 (2) 出席者の氏名 (3) 会議に付した議題 (4) 議事の概要 (5) その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。</p> <p>第3章 意見の聴取 (意見聴取の方法)</p> <p>第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。</p>	<p>千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領 (平成17年8月18日制定) (平成28年3月25日改正) (平成29年11月1日改正)</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議(以下「推進会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 議事及び運営 (調査審議の方法)</p> <p>第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)に規定する実施機関及び千葉県議会議長(以下「実施機関等」という。)その他必要と認める者に行政文書の提示、資料の作成を求めることができる。</p> <p>2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(会議録の作成)</p> <p>第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。</p> <p>(1) 会議の日時 (2) 出席者の氏名 (3) 会議に付した議題 (4) 議事の概要 (5) その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。</p> <p>第3章 意見の聴取 (意見聴取の方法)</p> <p>第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。)第28条の2第2項の規定による意見を、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(別記第1号様式)により聴取するものとする。</p>	

・意見書に記載されている内容が、苦情の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。→意見書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。

・苦情の申出書に記載されている内容が、意見書の要件に当たると判断できる場合の取扱いについて定めた。→苦情の申出書の様式の適正性よりも内容の適正性で判断することに重点を置く。

2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討（以下「意見検討」という。）を行うものとする。

3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議事録第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受け取るものとする。

2 前項による意見書の提出があったときは、推進会議が意見書に係る検討（以下「意見検討」という。）を行うものとする。

3 意見検討の結果は、会議録で公表するものとする。

4 推進会議は、第1項の規定により提出された意見が、その内容から第5条に規定する苦情の申出とすることが適当と認めるときは、当該意見を苦情の申出として取り扱うことができる。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議事録第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受け取るものとする。

2 推進会議は、前項の規定により受け付けた苦情の申出が、その内容から前条に規定する意見とすることが適当と認めるときは、当該申出を意見として取り扱うことができる。

(苦情の調査)

第6条 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査（以下「苦情調査」という。）を行うものとする。

2 苦情調査は、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。

3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めたる方法により行う。

4 前2項に定めるもののほか、推進会議が必要あると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者（以下「第三者」という。）から、申

(苦情の調査)

第6条 前条による苦情の申出があったときは、推進会議が苦情に係る調査（以下「苦情調査」という。）を行うものとする。

2 苦情調査は、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）の申出事項に関係する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出若しくは文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。

3 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、書面又は口頭により説明を求めたる方法により行う。

4 前2項に定めるもののほか、推進会議が必要あると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者（以下「第三者」という。）から、申

<p>出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行うとすときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞こうとすときは、当該第三者に通知するものとする。</p> <p>(苦情処理の検討)</p> <p>第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。</p> <p>2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認められたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。</p> <p>(処理結果の通知)</p> <p>第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに苦情処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和元年7月19日から施行する。</p>	<p>出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行うとすときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞こうとすときは、当該第三者に通知するものとする。</p> <p>(苦情処理の検討)</p> <p>第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。</p> <p>2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認められたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。</p> <p>(処理結果の通知)</p> <p>第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和元年7月19日から施行する。</p>	<p>出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行うとすときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞こうとすときは、当該第三者に通知するものとする。</p> <p>(苦情処理の検討)</p> <p>第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。</p> <p>2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認められたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。</p> <p>(処理結果の通知)</p> <p>第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和元年7月19日から施行する。</p>	<p>出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができる。</p> <p>(調査の通知)</p> <p>第7条 推進会議は、前条第2項又は第3項の規定による苦情調査を行うとすときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査の内容その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、前条第4項の規定により第三者から、申出事項に関し知っている事実を聞こうとすときは、当該第三者に通知するものとする。</p> <p>(苦情処理の検討)</p> <p>第8条 推進会議は、苦情調査に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。</p> <p>2 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があると認められたときは、推進会議は関係する実施機関等に対し、当該問題点の是正等に関する意見を通知するものとする。</p> <p>(処理結果の通知)</p> <p>第9条 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、速やかに苦情処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。</p> <p>2 推進会議は、申出のあった苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる事項は、会長において専決により処理することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項及び第2項に規定する調査の通知</p> <p>(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年8月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和元年7月19日から施行する。</p>
---	---	---	---

第3号様式(第7条第1項)

(その1)

苦情調査実施通知書(実施機関等)

第 年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長

- 千葉県情報公開条例第27条の2第3項
- 千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。
- 苦情の処理のため、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第6条第2項の規定により、次のとおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課(所)	
苦情の内容	
調査の内容	

※具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

第3号様式(第7条第1項)

(その1)

苦情調査実施通知書(実施機関等)

第 年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長

- 千葉県情報公開条例第27条の2第3項
- 千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項の規定により、情報公開事務に係る苦情が寄せられました。
- 苦情の処理のため、次のとおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課(所)	
苦情の内容	
調査の内容	

※具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

・第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に関する根拠規定(第6条第2項)を追加

※を削除
「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長名義である本件通知との整合性がとれないため

第3号様式(第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第 号
年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第6条第3項の規定により、次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

第3号様式(第7条第1項)

(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第 号
年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

苦情の内容	
調査の内容	

※具体的な調査の方法・日時等については、別途事務局から御連絡します。

・第7条第1項の規定による苦情調査実施通知書に調査の根拠規定(第6条第3項)を追加

・※を削除

「事務局から御連絡」と記載すると発信者が会長各義である本件通知との整合性がとれないため

第4号様式(第9条第1項)

苦情処理結果通知書
第 年 月 日
号

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり
処理したので通知します。

	処理結果
--	------

第4号様式(第9条第1項)

処理結果通知書
第 年 月 日
号

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり
処理したので通知します。

	処理結果
--	------

「苦情」との文言を追加